

平成22年4月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害復旧資金(医療貸付)等
の改定について

独立行政法人福祉医療機構は、平成22年3月28日付都道府県医師会長宛通知文「平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害復旧資金(医療貸付)等について」でご案内した通り、平成23年東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた医療機関に対し、運転資金にかかる特別措置(災害復旧貸付の利率引き下げ等)等を開始することとなりました。

その後、4月1日付で、同制度の改定があり、医療貸付について機械購入への貸付の新設等、福祉貸付について融資率の引き上げ等、その他の制度の見直しが行われました。

つきましては、独立行政法人福祉医療機構より、別添の通り、同措置について発表がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

当該資料、その他の制度の詳細及び最新情報は、独立行政法人福祉医療機構のホームページ(トップページ > 重要なお知らせ > 『災害復旧資金』の取り扱いについて > (平成23年)・東北地方太平洋沖地震で被災された皆さまへのお知らせ

(http://hp.wam.go.jp/home/topics_list/recovery/tabid/947/Default.aspx)より、ご覧いただけますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、すでにご案内の通り、本会は、災害復旧資金(医療貸付)の拡充を求め、厚生労働大臣に別添の要望書を提出しております。要望実現の折りは、早急にご案内申し上げます。

[別添資料]

- 医療貸付の利用者に対する『災害復旧資金』の概要

(平成 23 年 4 月 1 日 独立行政法人福祉医療機構)

- 福祉貸付の利用者に対する『災害復旧資金』の概要

(平成 23 年 4 月 1 日 独立行政法人福祉医療機構)

- 年金担保・労災年金担保貸付の利用者に対する『返済猶予等』の概要

(平成 23 年 4 月 1 日 独立行政法人福祉医療機構)

- 年金住宅融資等の利用者に対する『返済猶予等』の概要

(平成 23 年 4 月 1 日 独立行政法人福祉医療機構)

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の利用者に対する「掛金納付期限延長」の概要

(平成 23 年 4 月 1 日 独立行政法人福祉医療機構)

- 平成 23 年東日本大震災に関する特別相談窓口の設置について

(平成 23 年 3 月 15 日 独立行政法人福祉医療機構)

- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関わる要望

(平成 23 年 3 月 16 日 日本医師会)

平成23年3月15日
(平成23年4月1日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた医療施設の皆さまへの特別措置の実施について

○ 災害復旧貸付の利率の引下げ

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた医療施設の皆さまに対し、別紙のとおり特別措置（災害復旧貸付の利率の引下げ等）を行っております。

〈お問合せ相談窓口〉

医療貸付事業の融資相談 0120-3438-63

○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

医療貸付のご融資を既にご利用の皆様で、本災害により被害を受けられたお客さまにつきましては、当面6か月の返済猶予（元利金）のお取扱いをさせていただきます。

〈お問合せ相談窓口〉

福祉医療貸付事業の返済相談 0120-3438-64

○ 施設整備資金等に関する更なる優遇措置の検討

現在、施設整備資金に対する優遇措置や上記の運転資金の更なる優遇措置について、引き続き検討することとしており、その詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページで順次、速やかにお知らせして参ります。

平成 23 年（2011 年）東日本大震災に
かかる災害復旧資金の概要（医療貸付）

1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被害を受けた医療関係施設の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金

3. 貸付限度額

融資率

災害復旧資金	通常
90%	75%・80%

各種資金は通常の貸付限度額の 2 倍の範囲内

○甲種増改築資金・乙種増改築資金（ただし標準建設費を基準とする。）

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	10億円	5億円
介護老健	14億4,000万円	7億2,000万円

○機械購入資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	5,000万円	2,500万円
介護老健	1億円	5,000万円

○長期運転資金

	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	1,500万円
診療所	600万円	300万円
介護老健	2,000万円	1,000万円

4. 償還期間(据置期間)

機械購入資金(先進医療に係るものを含む)、長期運転資金のみ最長6月延長

○先進医療に係る機械購入資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長10年6月	10年
(うち据置期間)	(最長1年)	(6月)

○機械購入資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長5年6月	5年
(うち据置期間)	(最長1年)	(6月)

○長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長3年6月	3年
(うち据置期間)	(最長1年)	(6月)

5. 貸付利率

区分		特別措置		通常の貸付利率
		1,000万円まで	1,000万円超	
病院	甲種増改築			
	・償還期間20年以内	0.60% (0.30%)	1.50% (1.20%)	1.50% (1.20%)
	・償還期間20年超30年以内	1.00% (0.30%)	1.90% (1.20%)	1.90% (1.20%)
	乙種増改築			
診療所	・償還期間20年以内	1.10% (0.80%)	2.00% (1.70%)	2.00% (1.70%)
	・償還期間20年超30年以内	1.50% (0.80%)	2.40% (1.70%)	2.40% (1.70%)
老健	先進医療機器	0.60%	1.50%	1.50%
	機械・運転	0.40%	1.30%	1.30%
	増改築資金			
老健	・償還期間20年以内	0.70% (0.40%)	1.60% (1.30%)	1.60% (1.30%)
	・償還期間20年超30年以内	1.10% (0.40%)	2.00% (1.30%)	2.00% (1.30%)
	機械・運転	0.40%	1.30%	1.30%

- ・保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せ
- ・利率の()は、10年金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利
- ・利率は平成23年4月1日現在(利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。)

6. 取扱期間

激甚災害の適用地域については、平成23年3月11日から平成23年9月11日までに災害復旧資金の貸付けを受ける者について、貸付資金毎に通常適用する利率にかかわらず貸付後3年間。4年目以降の期間については、契約時において通常適用する利率とする。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部 医療審査課

TEL 0120-3438-63

FAX (03) 3438-0659

7. 既往貸付に係る返済猶予の実施

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面6か月の返済猶予（元利金）を実施する。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 顧客業務課

TEL 0120-3438-64

FAX (03) 3438-9248

平成23年3月15日
(平成23年4月1日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた福祉施設の皆さまへの特別措置の実施について

○ 災害復旧貸付の利率の引下げ

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた福祉施設の皆さまに対し、別紙のとおり特別措置（災害復旧貸付の利率の引下げ等）を行っております。

〈お問合せ相談窓口〉

福祉貸付事業の融資相談 0120-3438-62

○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

福祉貸付のご融資を既にご利用の皆様で、本災害により被害を受けられたお客さまにつきましては、当面6か月の返済猶予（元利金）のお取扱いをさせていただきます。

〈お問合せ相談窓口〉

福祉医療貸付事業の返済相談 0120-3438-64

○ 施設整備資金等に関する更なる優遇措置の検討

現在、施設整備資金に対する優遇措置や上記の運転資金の更なる優遇措置について、引き続き検討することとしており、その詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページで順次、速やかにお知らせして参ります。

平成 23 年（2011 年）東日本大震災に
かかる災害復旧資金の概要（福祉貸付）

1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融資率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経営資金	90%	50～90%

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金	<u>無利子（※1、※2）</u>	1.50%（1.20%）～ 2.00%（1.30%）（※3）
経営資金	<u>0.50%（※4）</u>	通常の貸付利率 1.30%

※1）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.05%

※2）特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除く

※3）利率の（ ）は、10年金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利

なお、利率は平成 23 年 4 月 1 日現在（利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。）

※4）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.55%

4. 償還期間(据置期間)

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金	償還期間：15～30年以内※ 据置期間：2～3年以内 ※	
経営資金	償還期間：10年以内 据置期間：1年以内	償還期間：5年以内 据置期間：半年以内

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62

FAX (03) 3438-0583

5. 既往貸付に係る返済猶予の実施

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面6か月の返済猶予(元利金)を実施する。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 顧客業務課

TEL 0120-3438-64

FAX (03) 3438-9248

平成23年3月15日
(平成23年4月1日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』等により被害を受けた年金担保貸付等をご利用の皆さまへの返済猶予等の実施について

○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた年金担保貸付等をご利用の皆さまに対し、別紙のとおり返済猶予等のお取扱いをさせていただきます。

《お問合せ相談窓口》

年金担保貸付事業等に関する相談 0120-3438-65

平成 23 年(2011 年)東日本大震災等に伴う 返済猶予等の概要 (年金担保・労災年金担保貸付)

I. 平成 23 年 4 月の回収にかかる特例的な取扱いについて

1. 対象者

以下の災害救助法適用地域に居住する年金担保・労災年金担保貸付の債務者で、同法適用日に貸付残高がある者。

[法適用日：3 月 11 日]

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全 3 4 市町村
宮城県	全 3 5 市町村
福島県	全 5 9 市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

[法適用日：3 月 12 日]

長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

2. 取扱いの内容

(1) 対象者については、平成 23 年 4 月 15 日の返済を一律猶予することとし、同年 6 月 15 日からの回収とする。

なお、返済猶予期間中(4 月 16 日から 6 月 15 日)の利息は無利子とする。

(2) 借入者からの申請は不要とする。

II. 平成23年6月以降の取扱いについて

1. 対象者

以下の災害救助法の適用地域に居住し、被災された年金担保・労災年金担保貸付の債務者で、同法適用日に貸付残高があり、返済猶予等を希望する者（災害救助法適用日以前に借入申込をした者を含み、事故口債権にかかる者を除く。）

※ 市町村長等の発行するり災証明書が必要

[法適用日：3月11日]

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町

[法適用日：3月12日]

長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

(平成23年3月31日現在 下線部が今回更新部分)

2. 取扱いの内容

(1) 返済の猶予

返済猶予期間は1年以内で借入者の希望期間（原則、年金支給による償還回数で連続6回以内）とし、返済期間は貸付実行日から起算して最長4年以内とする。

なお、返済猶予期間中の利率は、約定利率とする。

(2) 返済方法の変更

- ① 満額返済による返済方法を選択した債務者について定額返済への変更を認める。
- ② 定額返済による返済方法を選択した債務者について返済額の変更を認める。
なお、毎回の返済額は、1万円単位の定額で、1回あたりの最低返済額は各期年金支給額の1割（1万円単位）で1万円を下限とし、返済期間は貸付実行日から起算して最長4年以内とする。

(3) 返済猶予手続期間

- ① 申請の期間
災害救助法適用日から起算して原則6ヶ月以内とする。
- ② 申し出方法
借入申込みを行った受託金融機関の窓口

※ 6月の返済から条件変更の適用を希望する場合の受付締切日【5月13日】

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 年金貸付部 年金貸付課
TEL 0120-3438-65
FAX (03) 3438-9962

平成23年3月15日
(平成23年4月1日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』により被害を受けた年金住宅融資等をご利用の皆さまへの返済猶予等の実施について

○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた年金住宅融資等をご利用の皆さまに対し、別紙のとおり返済猶予等のお取扱いをさせていただきます。

《お問合せ相談窓口》

年金住宅融資等に関する相談 0120-3438-69

平成 23 年（2011 年）東日本大震災にかかる 返済猶予等の概要（年金住宅融資等）

1. 対象者

災害救助法に係る災害を受けた貸付先、譲受人、転借人及び個人債務者

- (1) 貸付金に係る建物及び当該建物の存する敷地が損害を受け、その復旧に相当の自己資金を必要とする場合
- (2) 分譲住宅の譲受人若しくは住宅資金の貸付けを受けた者又はその家族が死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、そのため収入の減少もしくは多額の出費が生じた場合
- (3) 商品、農産物その他の事業財産等若しくはその家族の勤務先が損害を受け、そのため収入が減少した場合

※ 市町村等の発行するり災証明書が必要

2. 貸付金の種類

年金被保険者住宅貸付金及び福祉施設設置整備貸付金

3. 貸付条件の変更内容

- (1) 元金および利息の返済猶予（り災割合に応じて、1 年～3 年）
- (2) 元金の返済猶予および返済猶予期間中の利率の軽減（り災割合に応じて、0.5%～1.5%減）
- (3) 返済期間の延長（り災割合に応じて、1 年～3 年）

り災割合	返済猶予期間・返済延長期間
30%未満	1 年
30%以上 60%未満	2 年以内
60%以上	3 年以内

り災割合	返済猶予期間中の利率を軽減する率
30%未満	0.5%
30%以上 60%未満	1.0%
60%以上	1.5%

4. 取扱期間

災害を受けた日から 1 年以内に申請があったものまで

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 年金貸付部 年金業務課

TEL 0120-3438-69

FAX (03) 3438-3881

平成 23 年 3 月 15 日
(平成23年4月1日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成 23 年東日本大震災』により被害を受けた共済契約者の皆さまへの
掛金納付期限の延長の実施について

○ 掛金の納付期限の延長の実施

社会福祉施設職員等退職手当共済制度にご加入の皆さまで、東日本大震災により被害を受けられたお客さまにつきましては、別紙のとおり掛金の納付期限延長のお取扱いをさせていただきます。

《お問い合わせ相談窓口》

社会福祉施設職員等退職手当共済事業に関する相談 0120-3438-59

別紙

平成 23 年 4 月 1 日
独立行政法人福祉医療機構
共 済 部

平成 23 年（2011 年）東日本大震災にかかる掛金の納付期限延長の概要

1. 対象者

東日本大震災により被害を受けた共済契約者

2. 掛金の納付期限延長の手続き

平成 23 年度分の掛金の納付期限については、平成 23 年 5 月 31 日までといたしておりますが、施設の被害、退避指示等により期限内に納付が困難な場合は、掛金納付期限延長申請書（共済約款様式第 3 号）により延長申請をしてください。

なお、市町村長が発行する施設罹災証明書の提出については不要といたします。

申請書の提出が困難な場合は、福祉医療機構共済部あてにご連絡ください。

（問い合わせ先）

独立行政法人福祉医療機構 共済部 計画課

TEL：0120-3438-59

FAX：（03）3430-9261

[独立行政法人福祉医療機構 \(WAM\)](#) > [重要なお知らせ](#) > [平成23年東日本大震災に関する特別相談窓口の設置について](#)

平成23年東日本大震災に関する特別相談窓口の設置について

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営支援事業

社会福祉振興助成事業

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険事業

年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継教育資金貸付けあっせん業務（現在業務を休止しています）

福祉・医療貸付のご融資をご利用中のみなさまへ

電子申請

融資相談会の開催(医療貸付)

お客様の声を募集します

アクセシビリティ

独立行政法人福祉医療機構は、「平成23年東日本大震災に関する特別相談窓口」を下記のとおり設けておりますので、ご案内をいたします。

平日は、営業時間を延長して9時から19時まで電話による相談を実施します。

また、当分の間土日及び祝日についても、9時から17時まで電話による相談を実施します。

独立行政法人福祉医療機構では、今回の地震で被災されたお客さまの返済相談、運転資金等の融資相談など、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行い、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を目指す支援機関としての役割を努めて参ります。

記

相談体制

相談時間	平日	土日祝日
	9時～19時	9時～17時
福祉、医療施設向けの融資の返済等に関するご相談	0120-3438-64	
福祉施設等経営者向けの融資等に関するご相談	0120-3438-62	
医療施設等経営者向けの融資等に関するご相談	0120-3438-63	
年金受給者向けの小口資金等に関するご相談	0120-3438-65	
年金住宅融資等利用者向けの返済等に関するご相談	0120-3438-69	
退職手当共済事業の手続き、各種届、退職手当金のご請求等に関するご相談	0120-3438-59	

[平成23年東日本大震災に係る「災害復旧資金」等について](#)

[ページのTOPに戻る](#)

ISO 認証取得について

平成23年3月16日

厚生労働大臣
細川 律夫 先生

社団法人 日本医師会
会長 原中 勝 征

平成23年東北地方太平洋沖地震に関わる要望

日頃、日本医師会の活動につきましては、多大なご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月11日に発生した標記大地震及びそれに伴う大津波により、東北地方の太平洋沿岸地域は壊滅的打撃を受けております。それは、医療機関におきましても例外ではありません。被災地の医療機関からは「閉院せざるをえない」「従業員を解雇せざるをえない」という、悲鳴にも似た声が澎湃と起こり、今後の地域医療を考えると、絶望的な状況に追い込まれつつあります。

一方、3月15日、独立行政法人福祉医療機構から、「東北地方太平洋沖地震にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付）」が発出され、希望の光を見た思いではありますが、起こっている極めて深刻な事態からしますと、到底、復旧資金には程遠い数字が並んでいます。

本会としては、改めて、下記の要望を致したく、実現方、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 増改築資金の融資率は、100%（実額）とする
2. 貸付期間を最長30年とする。
3. 貸付期間のうち据置き期間を3年とし、利子猶予期間を5年とする。
4. 長期運転資金は、前年度診療報酬及び介護報酬実績の3カ月分とする。その根拠は、人件費の半年分を確保するためである。
5. 長期運転資金は無利子、無担保、無保証とし、償還は7年とする。

以上の内容につきまして、特段のご配慮を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。